

DX・生産性向上推進資金 申込条件の詳細

ここでは、DX・生産性向上推進資金の申込条件の詳細についてご案内いたします。基本的な利用条件等は、「江東区中小企業融資のご案内」(パンフレット)、江東区ホームページをご確認ください。

1. 申込条件の詳細

DX・生産性向上推進資金は、江東区中小企業融資の申込の条件(「江東区中小企業融資のご案内」(パンフレット)2 頁に記載)を満たした上で、下記の条件を満たす必要があります。

- DX化を推進又は、IT、Iot、AI、ロボット、テレワーク設備等の機器・ソフトウェアを活用する目的である経費であり、以下の(1)～(2)のいずれかに該当すること。
 - (1) 設備導入により生産性を向上させる計画を有すること。
 - (2) 設備導入により収益の10%以上向上・改善を目指す計画を有すること。
 - (3) 江東区経済課が指定するDX・ICT等導入支援事業の対象事業者であること。
- 一般的に販売されているパッケージ製品のソフトウェア、機器及びクラウド技術を用いたもので、設備の設置場所は区内であること。
- 経済課所定のDX化・生産性向上に関する計画書を作成のうえ、設備導入計画について江東区経営相談員の審査を完了していること。

(1)生産性の向上について

「(1) 設備導入により生産性を向上させる計画を有すること。」の条件を満たすためには、**設備導入前と設備導入後の生産性を算定し、生産性が向上する事を計画書(最長4年以内)に記載**する必要があります。生産性の算定方法は下記の通りです。なお、**従業員減少(会社都合)による生産性の向上**は原則対象外です。

生産性の定義

生産性は、付加価値額(営業利益+人件費+減価償却費)を従業員数※で除した数値

※従業員数は、雇用保険被保険者数(パート・アルバイト含む)を原則とする

(2)収益の10%以上向上・改善について

「(2) 設備導入により収益の10%以上向上・改善を目指す計画を有すること。」の条件を満たすためには、**設備導入前と導入後の営業利益を算定し、10%以上向上する事を計画書(最長4年以内)に記載**する必要があります。なお、設備導入前の営業利益がマイナスの場合は、プラスに改善する事を計画書に記載する必要があります。なお、**従業員減少(会社都合)による収益の向上**は原則対象外です。

(3)江東区経済課が指定するDX・ICT等導入支援事業について

「(3) 江東区経済課が指定するDX・ICT等導入支援事業」は、DXに関連する区が主催するセミナー等を想定しています。該当事業は、区ホームページ(DX・生産性向上推進資金のページ)で周知する予定です。最新情報は、区ホームページをご確認いただくか、江東区地域振興部経済課融資相談係にお問合せください。なお、対象事業者としての条件を満たした場合でも、設備導入に関する計画書の作成と審査は必要となります。

● 設備の内容と設置場所について

申込対象となる設備は、「一般的に販売されているパッケージ製品のソフトウェア、機器及びクラウド技術を用いたもの」に限ります。製品カタログ、見積書等を取得し、一般的に販売されている製品であることを示していただく必要があります。そのため、独自システムの開発にかかる経費は原則対象外となります。なお、設備の設置場所は江東区内であることも必要です。

● 計画書の作成と審査について

「経済課所定のDX化・生産性向上に関する計画書を作成のうえ、設備導入計画について江東区経営相談員の審査を完了していること。」が申込みの条件です。なお、経営相談員の審査は、江東区の経営相談で行います。経営相談をご予約頂き、ご相談をお願いします。経営相談では、計画書の作成支援も実施しています。

2. 資金使途

融資の資金使途は、DX・生産性向上推進を図るために発生する新たな設備資金に幅広く利用できます。設備資金は、今後1年以内の計画利用を目安としています。融資の対象経費、対象外経費の例は以下に掲載しています。

対象経費	詳細
機械装置費	機械装置(専ら IT・DX 導入の対象事業のために使用される機械・装置、工具・備品)の購入、製作、稼働当初の保守費等 機械装置とは、IT、Iot、AI、ロボット、テレワーク設備、キャッシュレス端末機器等を指します。
ソフトウェア導入費	(1)パッケージソフトウェアの購入代金又はライセンス料金 (2)ソフトウェアの初期設定料金又はカスタマイズ料金(当該ソフトウェア内で動作するプログラムの作成を含む)
クラウド使用料等	インターネット又はネットワークを介して情報を蓄積するサーバーやクラウド設備の利用料等(原則1年以内)
汎用機器費	DX 化ソフトウェア導入のため一体的でかつ最低限に必要と認められるものに限る。ただし、 <u>上限50万円以内</u> で、ソフトウェア導入と同時申請を条件とします。 (注釈)汎用機器 「汎用機器」とは、多目的に使用することのできる次のような機器を指します。 ・情報端末機器(パソコン、タブレットなど) ・情報端末機器に直接または電気通信回線を通じて接続する機器であって、次に掲げるものを指します。 補助記憶装置、モニター、プリンター、スキャナー、インターネット回線への接続を目的として設置する回線終端装置、モデム、ルーターその他のデータ送受信機器

対象外の経費	詳細
専門家等依頼経費	専門家から技術指導を受ける場合に要する費用 アプリケーション開発に係るプログラマー派遣費用等(謝金及び旅費等)
委託費	コンサルティング及びシステム設計・開発委託に要する費用等(カスタマイズ費用は除く)
技術取得経費	講習受講料、教材費等
その他	・既に導入されているソフトウェア、システムの改修費用 ・パソコン、タブレット端末等汎用機器の導入・買い替え費用 ・リース料 ・修繕・処分費用 ・ 中古品購入費用

3. お問合せ先



地域振興部経済課融資相談係

(江東区役所 4 階 28 番窓口)

〒135-8383 東京都江東区東陽 4-11-28

TEL. (03) 3647-2331(直通)